

## 長久手市養育費に関する公正証書等作成促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、養育費の取決めに係る公正証書等を作成するひとり親等に対し、予算の範囲内において交付する長久手市養育費に関する公正証書等作成促進事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、本市に居住し、交付申請時において、各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項又は第2項に規定する配偶者のない者で、現に児童（20歳に満たない者をいう。以下同じ。）を扶養しているものであること。
- (2) 養育費の取決めに係る経費を負担したこと。
- (3) 養育費の取決めに係る債務名義を有していること。
- (4) 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養していること。
- (5) 過去に養育費の取決めに交わした同内容の文書で補助金を交付されていないこと。

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、養育費の取決めに要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 公証人手数料令（平成5年政令第224号）に定められた公証人手数料
- (2) 家庭裁判所の調停申立て又は裁判に要する収入印紙代
- (3) 公証人役場又は家庭裁判所に提出する戸籍謄本等の発行手数料に係る費用
- (4) 連絡用の郵便切手代

2 補助金の額は、前項に定める経費の額又は4万円のうちいずれか低い額とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、長久手市養育費に関する公正証書等作成促進事業補助金交付申請書（様式第1号）及び調査同意書（様式第2号）を、公正証書等を作成した日の翌日から6か月以内に、市長に提出しなければならない。ただし、期限までに提出することができない特別の事情がある場合には、この限りでない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類の一部又は全部を省略することができる。

- (1) 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し
- (2) 申請者に係る児童扶養手当証書の写し（申請者が児童扶養手当受給者の場合）
- (3) 補助対象経費の額がわかる領収書等
- (4) 養育費の取決めを交わした文書（債務名義化した文書に限る。以下同じ。）
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(交付条件)

第5条 市長は、申請受理後、提出のあった申請書及び必要書類について速やかに審査を行い、交付の可否及び補助金の額について決定する。

2 市長は、交付を行うことを決定したときは、申請者に対し、長久手市養育費に関する公正証書等作成促進事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知する。

3 市長は、第1項の審査の結果、補助金を交付することが不適當であると認めるときは、理由を付して、長久手市養育費に関する公正証書等作成促進事

業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

- 4 市長は、補助金の交付申請が到達してから（申請内容を補正するための期間は除く。）60日以内に当該申請に係る補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

（審査に係る留意事項）

第6条 市長は、領収書に次の事項が記載されていることを確認するものとする。ただし、郵便局及び官公署が発行する領収書並びにレシートについては、次の項目を満たさずとも、正規の領収書とみなして取り扱うことができるものとする。その場合についても、次の項目について、必ず申請者に確認するものとする。

- (1) 申請者の氏名
- (2) 領収年月日
- (3) 領収金額
- (4) 取引内容（ただし書き）
- (5) 領収者の住所及び氏名並びに領収印

- 2 市長は、養育費の取決めを交わした文書に次の事項が記載されている事を確認するものとする。

- (1) 養育費の取決め
- (2) 強制執行認諾約款（公正証書に限る。）

- 3 市長は、領収書、養育費の取決めを交わした文書については、確認後、必要に応じて写しを取って本人に返却するものとする。

（申請の取下げ）

第7条 補助金の交付の申請を行った者は、第5条第2項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容により申請を取り下げようとするときは、長久手市養育費に関する公正証書等作成促進事業補助金交付申請取下書（様式第5号）により申請の取下げを行うことができる。

2 申請の取下げをすることができる期間は、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して7日とする。

(決定の取消し)

第8条 市長は、交付の決定を取り消すときは、長久手市養育費に関する公正証書等作成促進事業補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により通知するものとする。

2 市長は、申請内容に虚偽の記載がなされるなど不正な手段をもって交付を得たものに対し、その返還を求めることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行し、同日以後に作成された債務名義について適用する。